

●小規模事業者等経営サポート給付金事業による **特別加算** を実施

感染拡大の第3波により、窮地にある飲食業と連動し影響が拡大している業種等に対し、事業継続と雇用の維持に向けた支援を行う。

《小規模事業者等経営サポート給付金事業の経過》

	5月1日	6月1日(改正)	8月11日(改正)	12月8日(改正)	2月(今回)
飲食業	20万円	10万円加算	【特別加算】 大規模宴会場を有する事業者：100～150万円	10万円加算	【特別加算】 大規模宴会場を有する事業者：100～150万円
宿泊業	20万円	【特別加算】 宿泊業：50～150万円	-	-	-
その他業種 (卸・小売・製造・サービス業等)	10万円	【特別加算】 タクシー：一律150万円、貸切バス：100万円、遊園地：200万円	【特別加算】 市場卸売業者：200万円 【特別支給】 医院・歯科医院事業者：20～200万円	-	【特別加算】 タクシー：150万円、代行サービス：10万円、 貸切バス：100万円、市場卸売業者：200万円
対象拡大	-	・市外本社の事業所 ・地域経済牽引事業者	・小規模事業者等⇒中小企業 ・一般、公益社団及び法人、社会福祉法人	-	-
備考				※事業継続、感染防止対策を条件	※事業継続、感染防止対策を条件

対象19社

18,500千円 (※現予算の範囲内で執行)

【対象者】

小規模事業者等経営サポート給付金受給者（売上が前年同月比20%以上減少した飲食店）で下記の条件を満たす者

- ①今後も事業を継続する意欲があること
- ②新北海道スタイルの実践に加え、マスク着用や換気対策などの感染予防を更に強化すること

※ 対象者には、2月15日（月）に通知文（申請書含）を発送し、申請内容確認後給付する。